

# 現況届けの提出は 期限内に

## 父子家庭の皆様にも 児童扶養手当を支給

ひとり親家庭に対する自立を支援するため、平成22年8月1日から父子家庭にも児童扶養手当が支給されます。手当を受給するには申請が必要です。窓口でご相談のうえ、平成22年11月30日までに申請してください。

## ひとり親家庭などに 児童扶養手当

児童扶養手当とは、父または母がいない状態の家庭で、児童を監護している父、母または養育者に手当を支給します。ただし、公的年金を受けている方（受けることができるようになった方を含みます。）は、受給することはできません。

なお、手当の支給は監護、養育されている児童が18歳に達した日の属する年度末（障がいのある児童は20歳）までです。

## 特別児童扶養手当

- 【対象児童】
- ▽父母が離婚した児童
  - ▽父または母が死亡した児童
  - ▽父または母が政令で定める障がいの状態にある児童
  - ▽父または母が生死不明な児童
  - ▽父または母が1年以上遺棄している児童
  - ▽父または母が1年以上拘禁されている児童
  - ▽母が婚姻によらないで生まれた児童
  - ▽母が児童を懐胎したときの事情が不明である児童

- ◎申請者および扶養義務者の所得により全部支給・一部支給・支給停止を決定します。

### 【現在受給されている方へ】

8月31日（土・日曜日を除く）までに現況届けを提出してください。この届けの提出が遅れたり提出しなければ、支給が遅れることがあります。また、2年間提出しないと自動的に手当を受取る資格を失います。

### 【持参するもの】

児童扶養手当証書・住民票（世帯全員が記載されているもの）・印鑑・養育費等に関する申告書・一部支給停止適用除外事由届出書（対象者のみ）。その他添付書類。

## 特別児童扶養手当

特別児童扶養手当は、対象となる児童が20歳未満で、精神や身体に常に介護を必要とする程度の障がいのある児童をご家庭で監護している方、または養育者に対して支給される手当です。ただし、児童が児童福祉施設などに入所している場合や障がいのため公的年金を受けている場合は該当しません。

### 【現在受給されている方へ】

8月11日から9月10日（土・日曜日を除く）までに所得状況届けを提出してください。

【持参するもの】特別児童扶養手当証書・印鑑・その他添付書類

## 子ども手当申請手続きは お済みですか？

子ども手当の申請を受け付けています。

申請がお済みでない方は、早めの手続きをお願いします。9月30日を過ぎますと申請月の翌月分からの支給となりますので、ご注意ください。

## ◆自立支援給付金事業

- 母子家庭自立支援教育訓練給付金

母子家庭の母が、指定された教育訓練講座を受けた場合、その受講料の一部（2割、上限10万円）が支給されます。

- 母子家庭高等技能訓練促進費等

母子家庭の母が、指定された資格を取得するため2年以上養成機関で修業する場合、修業期間の全期間（平成21年6月5日から平成24年3月31日までに修業している方に限る）に訓練促進費等が支給されます。

【申込資格】母子家庭の母で、前年の所得が児童扶養手当支給水準と同様であり、教育訓練給付金にあつては、雇用保険法による教育訓練給付金の支給を受けることができないこと等。

## ◆自立支援プログラム策定事業

●児童扶養手当受給者の自立を促進するために児童扶養手当受給者に対し、きめ細やかで、継続的な自立、就労支援を実施しています。

## ひとり親家庭への 家庭生活支援員の 派遣について

一時的に生活援助や保育サービスが必要となった母（父）子家庭に対し、家庭生活支援員を派遣する制度です。

なお、当制度は事前に登録が必要で、費用は所得に応じて負担額が異なり、1時間あたり70円〜300円程度となります。



このページのお問い合わせは、市児童福祉課（市役所1階⑩番窓口 ☎32・2114）まで。  
また、以上の手続き等は、坂野・立江両出張所では受け付けておりません。ご了承ください。